

令和8年度 事業計画書(抜粋)

II 定款に定める事業の計画

1 市町村に対する資金貸付事業(定款第4条第1項第1号)

市町村及び一部事務組合等に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として、次のとおり資金貸付を行う。

区 分	長 期 貸 付	短 期 貸 付
予算額 (財源)	貸付金：7,000,000千円 (市町村振興宝くじ基金積立資産)	貸付金：500,000千円 (短期借入金収入)
	事務費：1,547千円(特定資産受取利息)	
貸付対象事業	地方財政法第32条に規定する公共事業で、地方債計画の資金区分において「銀行等引受資金」を借入できる事業	地方財政法第32条に規定する災害関連事業
貸 付 条 件	貸付利率 (本則)	当協会と貸付条件を同じくする財政融資資金の貸付金利から0.3%を減じた利率(上限：年3.0%)
	貸付利率 (特例)	当協会と貸付条件を同じくする財政融資資金の貸付金利から0.3%を減じた利率(上限：年3.0%) ただし、災害救助法の適用を受けた市町村に対する貸付金利は、無利子
	貸付利率 (特例)	財政融資資金の貸付金利が0.4%以上0.7%未満の場合は、0.3%、0.3%以下の場合は、当該貸付金利と同率 ただし、貸付金利の下限は、15年償還0.14%、20年償還0.18%
	償還期限	15年以内若しくは20年以内(据置期間は、借入団体の希望により、3年以内の任意(年単位)の期間)
	償還方法	半年賦元金均等償還
	貸付時期	貸付年度の5月及び3月
貸付限度額	原則として1事業5億円以内	